

一関市長定例記者会見

日時：令和4年4月4日（月）
午前11時から12時まで
場所：特別会議室

○市長発表事項

1. 一関市一般廃棄物減量基本計画の策定について
※市のホームページに全文を掲載します。
2. ウクライナ避難民への支援について

○その他

一関市一般廃棄物減量基本計画の策定について

一関市の一般廃棄物処理のうち、廃棄物減量化対策について定めるものとして、一関市一般廃棄物減量基本計画を策定しました。

1 計画の期間 令和4年度から令和8年度までの5年間

2 計画の策定日 令和4年3月29日

3 計画の特徴

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において市町村が定めなければならないとされている一般廃棄物処理計画は、一関地区広域行政組合同規約第3条第2号アの規定により、廃棄物処理法第6条第2項第2号に規定する「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」を除き、一関地区広域行政組合が「一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。

このことから、市では、一関地区広域行政組合一般廃棄物処理基本計画に定めのない「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」について定め、「一関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成19年一関市条例第10号）第8条第1項に規定するものとして、本計画を策定します。

4 計画策定の経緯

(1) 平成28年度に策定した一関市一般廃棄物減量基本計画の計画期間が終了することから、次期計画として策定したものです。

(2) 計画の策定にあたっては、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する一関市廃棄物減量等推進審議会やパブリックコメントで意見を伺い、計画に反映しました。

5 その他

詳しくは、別添「一関市一般廃棄物減量基本計画の概要」を参照してください。

問い合わせ先 一関市役所
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
市民環境部生活環境課 課長補佐兼環境衛生係長 千葉圭子
電話：(0191)21-8671 (ダイヤルイン) FAX：(0191)21-2101
メールアドレス：seikan@city.ichinoseki.iwate.jp



1. 基本的事項

- (1)計画の目的 一関市の一般廃棄物処理のうち、**廃棄物減量化対策について定めるもの**とします。
- (2)計画の位置づけ 一関地区広域行政組合一般廃棄物処理基本計画に定めのない「**一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項**」について定め、「一関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第8条第1項に規定するものとして、本計画を策定します。
本計画は、一関市総合計画を上位計画とするとともに、同計画の環境分野の計画である**一関市環境基本計画の個別計画**として位置づけています。
- (3)計画の期間 **令和4年度から令和8年度までの5年間**とします。

2. 廃棄物の排出量（実績）

区分		H28	H29	H30	R元	R2
一人1日あたりの排出量	(g)	827	832	828	830	822
(前計画の目標)	(g)	—	814	797	780	760
リサイクル率	(%)	15.1	15.0	16.8	16.0	16.8
(前計画の目標)	(%)	—	16.2	16.5	16.8	17.1
総排出量	(t)	36,646	36,317	35,607	35,189	34,164
資源化量	(t)	5,530	5,436	5,991	5,628	5,741
人口(10月1日)	(人)	121,411	119,655	117,814	115,822	113,877

3. 計画の目標

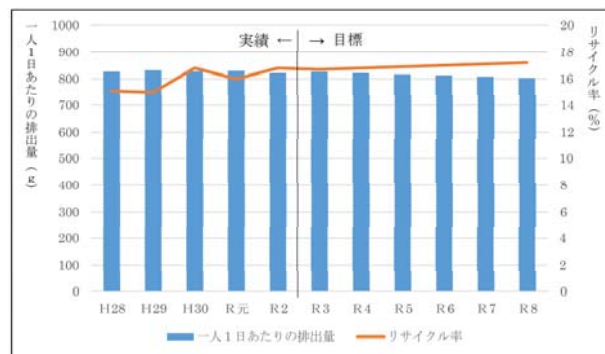
(1) 計画の目標

新たな一般廃棄物処理施設の整備に向けて、一関地区広域行政組合が令和2年度に策定した一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画の目標を踏まえて、一般廃棄物の減量化及び資源化に関する目標を次のとおり設定します。

令和8年度までに
 ○ 一人1日あたりの排出量 **803グラム以下**
 ○ リサイクル率 **17.2%以上**

(2) 年度毎の目標値

区分		R4	R5	R6	R7	R8
一人1日あたりの排出量	(g)	822	817	813	808	803
リサイクル率	(%)	16.8	16.9	17.0	17.1	17.2



4. 廃棄物減量化の方針

- 環境基本計画に掲げる「資源が効果的に循環する地域社会づくり」を基本方針とし、**3R（リデュース、リユース、リサイクル）を積極的に推進**します。
- 市、市民、事業者がそれぞれの役割により、さらなる廃棄物の減量化及び資源化を実践し、環境への負荷軽減と資源循環による持続可能な社会の実現を目指します。

5. 市の具体的な取組

廃棄物の減量化及び資源化を図るため、廃棄物を資源として循環させる仕組みに着目し、各段階に応じた具体的な取組を推進します。（主な取組は以下のとおり。※太字が新しい取組。）

<p>(1) 廃棄物の発生抑制(リデュース)の段階</p> <p>① マイバッグやマイボトルなどの持ち歩きを促進</p> <p>② 生ごみ減量機器の購入に対する助成</p> <p>③ 食品ロス削減のための取組を推進（「残さず食べよう！30・10運動」など）</p> <p>④ フードバンク、フードポスト、フードドライブなどの利用を促進</p> <p>⑤ レンタルやシェアリングなどのサービスの利用を促進</p> <p>⑥ 使い捨てプラスチックの廃棄を減らす取組を促進</p>	<p>(3) 分別・排出の段階</p> <p>① リユースやリサイクルの方法について、具体的な選択肢（排出先）を提示（事業の紹介）</p> <p>② テキストやアプリによるごみ分別の周知</p> <p>③ ごみ分別教室の開催、各種イベントでの啓発</p> <p>④ 公衆衛生組合や、ごみ問題対策巡視員との連携</p> <p>⑤ 一関地区広域行政組合と連携し、新廃棄物処理施設の整備にあわせて、分別や収集の仕組みの研究・検討</p> <p>⑥ 一関地区広域行政組合と連携し、粗大ごみの排出方法を研究・検討</p>
<p>(2) 再使用と再生利用の推進(リユース・リサイクル)の段階</p> <p>① 有価物集団回収事業への助成</p> <p>② 資源回収の拠点とすることが可能な有価物集団回収団体を周知</p> <p>③ 古着や使用済小型家電のイベント回収の実施</p> <p>④ 店頭回収など資源物の独自回収を行う事業者やリユースショップを情報提供</p> <p>⑤ インターネットやスマートフォンアプリでリユースのサービスを展開する事業者の活用検討</p>	<p>(4) 廃棄物の処理の段階</p> <p>① 一関地区広域行政組合が行う、使用済小型家電回収事業など廃棄物の資源化の取組を推進。</p> <p>② 一関地区広域行政組合と連携し、廃棄物の資源化について研究・検討</p>
	<p>(5) その他</p> <p>① 多様な媒体を活用した広報</p> <p>② ごみ処理の有料化について情報収集し、一関地区広域行政組合と連携し検討</p> <p>③ 災害廃棄物は、災害廃棄物処理計画に基づき、周辺自治体や関係団体と連携し、適正に処理</p>

6. 市民・事業者の具体的な取組

市民や事業者が普段の生活（行動）を見つめ直し、出来ることから一つずつ取組むことが必要です。**3R推進のためにすぐ出来る取組事例や心がけを記載**します。また、リフューズ、リペア、リニューアブルなどの意識啓発についても記載します。

7. 計画の推進

- 本計画の具体的な取組を実効あるものとするため、**毎年度実施計画を定め各種の取組を**実行していきます。
- 一関市廃棄物減量等推進審議会に対して取組状況等を報告し、その意見等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

ウクライナ避難民への支援について

1. 募金活動

「ウクライナ人道危機救援金」日本赤十字社岩手県支部一関市地区
募金箱の設置：R4年3月18日（金）～5月31日（火）市内17か所
金融機関での受付

2. 一関市国際交流協会との連携

3. 市内学校との連携

修紅短期大学、一関工業高等専門学校ほか

4. ウクライナからの避難民の受け入れ

出入国在留管理庁へ申し出
国→県→市の枠組みで